記 者 発 表 資 料

令和2年9月2日

食と暮らしの安全推進課

電話022-211-2644 担当:中田 髙橋

宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果について

宮城県内で流通する食品等について、収去検査により下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 検体採取年月日

令和2年8月18日, 20日, 24日, 25日, 26日

2 検査結果判明年月日

令和2年8月18日, 20日, 26日, 27日

3 検 査 機 関

宮城県保健環境センター, 食肉衛生検査所

4 測定機器及び測定法

一般食品については原則として NaI シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法。ただし、一般食品については、結果がスクリーニングレベル (50Bq/kg) を超えた場合は、ゲルマニウム (Ge) 半導体検出器による精密検査法により検査結果を確定します。

5 検査結果

果 <u>全ての品目について、基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認</u> されました。詳細は下表のとおりです。

(検査結果)

No	食品区分	品目	製造所(加工所) の所在地	検査 結果	放射性セシウム 測定結果 (Bq/kg)
1	一般食品	めん羊肉	宮城県黒川郡大郷町(生産地) ※1	NaI	不検出※2
2	一般食品	めん羊肉	宮城県黒川郡大郷町(生産地) ※1	NaI	不検出※2
3	一般食品	めん羊肉	宮城県黒川郡大郷町(生産地) ※1	NaI	不検出※2
4	一般食品	豚肉	岩手県(生産地)※1	NaI	不検出※2
5	一般食品	豚肉	秋田県(生産地)※1	NaI	不検出※2
6	一般食品	豚肉	宮城県加美郡加美町 (生産地) ※1	NaI	不検出※2
7	一般食品	豚肉	宮城県東松島市(生産地)※1	NaI	不検出※2
8	一般食品	豚肉	宮城県大崎市(生産地)※1	NaI	不検出※2
9	一般食品	豚肉	宮城県登米市(生産地)※1	NaI	不検出※2
10	一般食品	牛肉	宮城県東松島市(生産地)※1	NaI	不検出※2
11	一般食品	漬物(梅干し)	宮城県黒川郡大衡村	NaI	不検出**2
12	一般食品	豆腐	宮城県黒川郡大和町	NaI	不検出※2
13	一般食品	こんにゃく	宮城県黒川郡大和町	NaI	不検出※2
14	一般食品	ジャム	宮城県富谷市	NaI	不検出※2
15	一般食品	漬物(なす)	宮城県黒川郡大和町	NaI	不検出※2

16	一般食品	干し芋	宮城県亘理郡山元町	NaI	不検出※2
17	一般食品	かぼちゃ煮(そうざい)	宮城県名取市	NaI	不検出※2
18	一般食品	ヨーグルト	東京都(製造者)※3	NaI	不検出※2
19	一般食品	豆腐	宮城県刈田郡蔵王町	NaI	不検出※2
20	一般食品	豆腐	宮城県白石市	NaI	不検出※2
21	一般食品	飲むヨーグルト	宮城県白石市	NaI	不検出**2
22	一般食品	漬物(きゅうり)	宮城県角田市	NaI	不検出※2
23	一般食品	漬物(梅干し)	宮城県角田市	NaI	不検出**2
24	一般食品	牛肉	宮城県角田市	NaI	不検出※2
25	一般食品	豚肉	宮城県角田市	NaI	不検出*2
26	一般食品	ハンバーグ (そうざい)	宮城県白石市	NaI	不検出※2

^{※1} めん羊肉、豚肉、牛肉の生産地を記載しています。

(参考)

食品区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
食品衛生法の規定に基づく食品中の 放射性セシウム基準値(Bq/kg)	1 0	5 0	5 0	100

注) 収去検査

食品衛生法第28条に基づき,厚生労働大臣や知事等が食品の安全の確保,飲食による危害の発生防止及び国民の健康の保護を図る上で必要があると認めるとき,営業者やその他の関係者から無償で食品等を提供させ,試験検査を行うこと。

令和2年度宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果

令和2年9月2日

<精密検査>

	N. 付出快量/									
		内部	₹*1		基準値以	以下件数		基準値 超過 件数	基準値	
食品区分	検査件数	県内	県外	不検出	~10 (Bq/kg)	11~50 (Bq/kg)	51~100 (Bq/kg)		(Bq/kg)	
飲料水	0	0	0	0	0			0	1 0	
牛 乳	0	0	0	0	0	О		0	5 0	
乳児用食品	0	0	0	0	0	О		0	5 0	
一般食品※2	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
計	0	0	0	0	0	0	0	0		

^{%2} スクリーニング法における「不検出」とは測定下限値未満のことです。測定下限値は基準値の 1/4 の濃度以下で検出限界値以上の値であることが条件であり、 25 Bq/kg としています。

^{※3} 製造所固有記号の表示により、製造所の所在地に代えて、製造者の本社の所在地を表示しているものです

<簡易検査(スクリーニング法)>

		内訳*1		基準値以	基準値	基準値		
食品区分	検査件数	県内	県外	不検出	25~50 (Bq/kg)	51~100 (Bq/kg)	超過 件数	基华恒 (Bq/kg)
一般食品	1 4 2	126	1 6	1 4 2	0	0	0	100

<総計>

	内部	₹*1		基準値 超過 件数	
検査件数	県内	県外	基準値以下件数		
1 4 2	1 2 6	16	1 4 2	0	

- ※1 製造所(製造所固有記号による表示の場合は、製造者または販売者)等が県内であるか県外であるかにより区別したものです。
- ※2 簡易検査(スクリーニング法)にて 50Bq/kg を超過した一般食品については、精密検査を実施し検査結果を確定します。その際は精密検査の検体数としてカウントされます。